

令和 6 年度年末年始広報等競馬振興事業
企画提案依頼書

令和 6 年 7 月 31 日

全国公営競馬主催者協議会

1. 募集事項

1.1 業務名

令和 6 年度年末年始広報等競馬振興事業

1.2 事業の背景

年末年始広報等競馬振興事業は、競馬ファンのみならず、世間からも注目が集まる有馬記念をフックに、地方競馬及び JRA の双方において、その年を締めくくるビッグレースが年末年始に集中していること及び年末年始も空白なく競馬が開催されることについて、全国規模の広範囲に情報発信を行うことにより、我が国の競馬振興を図ってきたものである。

1.3 事業の目的

令和 6 年度年末年始広報等競馬振興事業(以下「本業務」という)では、「地方競馬及び JRA が一体感を持って年末年始を盛り上げること」を明確かつ魅力的に訴求するクリエイティブを制作し、重点広報期間(12 月 18 日(水)～1 月 5 日(日))における地方競馬と JRA の双方の競馬開催について広範囲かつ効果的に情報発信し、地方競馬と JRA のコラボ感の更なる浸透を促すとともに、年末年始開催の売上を全国的に向上させることを目的とする。

1.4 発注者

全国公営競馬主催者協議会

1.5 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日(月)

1.6 実施場所

東京都内

1.7 契約の相手方の選定方法

公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有した最も適格と判断される事業者を選定し、業務委託候補者とする。

2. 本業務の内容

2.1 広報コンセプト

地方競馬と JRA が一体感を持ち、競馬で年末年始を盛り上げる

2.2 広報ターゲット

JRA ネット投票会員、及びその他すべてのネット投票会員

2.3 コミュニケーション戦略の基本方針

JRA ファンを含む全国の競馬ファンの関心は、有馬記念で最高潮に達すると考えられる。そ

の後に行われるホープフルステークスや東京大賞典を二手三手のフックとして活用し、有馬記念前後から東西金杯までの間、競馬ファンの関心を高い水準のままキープし、重点広報期間における全体的な売上向上を図る。

2.4 重点広報期間

令和6年12月18日(水)～令和7年1月5日(日)

2.5 広報施策要件

本業務の目的、広報コンセプト、広報ターゲット及びコミュニケーション戦略の基本方針を十分に理解の上、以下に記載する広報施策等について、それぞれ最適な方法を提案すること。

また、企画の立案においては、JRA および地方競馬で行われるレースの品格が損なわれることがないように留意することとし、「地方競馬広告・宣伝指針」を遵守した内容とすること。

(1) 本業務に係るコミュニケーション戦略の企画立案

本業務の目的を達成する上で、最適と思われるコミュニケーション戦略を企画立案すること。また、当該コミュニケーション戦略を提案するに至った根拠について、競馬ファンの動向調査など、できるだけ具体的に提示すること。

(2) 重点広報期間の呼称について

前年まで使用してきた『競馬プレミアムウィーク』以外で、本事業における重点広報期間の呼称を提案すること。

(3) キービジュアルの制作

コミュニケーション戦略に適したキービジュアル(広報キャッチコピー、ロゴ、WEB パナー、その他の各種グラフィック類)を制作すること。

(4) キービジュアルを用いた広報施策

① インターネット広報【必須提案】

a 年末年始開催の情報を発信する特設サイトの構築及び運用

本業務において、本特設サイトが、各種広報施策の終着点、すなわちランディングページとしての機能を十分に果たすことを期待している。デザインやコンテンツ、ユーザビリティ、SNS共有、SEO(検索エンジン最適化)において、高いクオリティのものを提案すること。

デザインについては、年末年始における地方競馬及びJRAのコラボ感について、ユーザーにとって分かりやすいものとする。

レイアウトにおいては、ユーザーの競馬参加に係る動線を意識した形で構築すること(出馬表や競走結果への動線、JRAネット投票の発売の有無、各ネット投票サ

ービスへのログイン誘導等)。

掲載コンテンツは、地方競馬及び中央競馬の開催日程や注目レースの参考情報(レース紹介、コース紹介、予想情報・調教情報、過去のデータ分析等)のように、競馬参加に繋がるものとする。

注目レースの参考情報(レース紹介、コース紹介、予想情報・調教情報、過去のデータ分析)の原稿執筆は発注者が指定する事業者へ委託する。

特設サイト内で扱う注目レースは、重点広報期間中に開催される地方競馬の全重賞 24 競走(船橋競馬のみ準重賞「ハートビートカップ」)及び JRA 重賞 6 競走を対象とする。なお、JRA 重賞についても地方競馬と同等に、特設サイト内の一つのコンテンツとして扱うこと。

b WEB 広告

年末年始開催の告知及び年末年始特設サイトへの誘因を目的とする。地方競馬及び JRA のファンに対して有効とされる属性情報を分析した上で、静止画バナー広告やCMを用いた動画広告等、最も効果的と思われるものを提案すること。

c JRA ネット投票馬券購入キャンペーン及び本施策のキャンペーン広告

JRA ネット投票会員を対象に、重点広報期間中における地方競馬及び中央競馬の馬券購入を応募条件とする WEB キャンペーンを実施すること(キャンペーンページの制作、事務局の設置、応募数の集計、賞品準備、賞品発送などキャンペーンに係る業務一式)。また、JRA ネット投票における売得金額増加および JRA ネット投票会員のキャンペーン参加率向上を狙いとし、賞品や応募条件を設定すること。

なお、複数の応募条件(①地方競馬のみ購入、②地方競馬と中央競馬の両方の購入等)及び複数の賞品を用意することは制限しないが、購入履歴等の照会画面のスクリーンショットを添付することが応募条件となることに留意すること。

さらに、本馬券購入キャンペーンそのものの認知拡大に繋がるキャンペーン(Xのりポスト拡散キャンペーン等)も併せて提案すること。

② テレビCM出稿等の映像配信【必須提案】

コミュニケーション戦略とキービジュアルに連動したプロモーションビデオ(テレビCM 映像)を制作し、JRA の競馬中継前後(中継内)において、テレビ CM(“のみ取り”)を放映すること。なお、“のみ取り”に加える形でスポットCMを出稿することもある効果的と思われる場合は、提案しても構わない。

このほか、インターネットの動画広告、競馬場内 ITV 等で放映し、年末年始開催を広く告知すること。

a テレビ CM 尺

30 秒とする。ただし、提案する出稿形態により必要となる場合は、30 秒以外の尺のものを追加制作しても構わない。

b テレビ CM 放映日

・JRA のテレビ中継日 12 月 21 日(土)・22 日(日)・28 日(土)

※その他、必要に応じて効果的と思われるもの

c テレビ CM 出稿内容

・地上波 JRA 中継前後

・BS JRA 中継前後内

※その他、必要に応じて効果的と思われるもの

d ラストカット(“ぶら下がり”)

放映日や放映局に応じて、ラストカットの内容(訴求する重賞競走等)を適宜調整できるものとする。

e 競馬場等へのメディア納品

HD カムやブルーレイ、DVD など指定されたメディアにて、国内 2 箇所へ納品すること。

③ ポスター・チラシ制作【必須提案】

地方競馬場、中央競馬場、場外発売所、その他の競馬関連施設において、掲出又は設置し、既存の競馬ファンに対して年末年始開催を周知することを目的とする。デザインについては、コミュニケーション戦略とキービジュアルに連動したものとすること。

a-1 ポスター制作枚数

制作枚数は JRA 関連施設(B1)240 枚程度、地方競馬関連施設(B2)580 枚程度。

a-2 ポスター納品箇所

B1 ポスターは国内 47 箇所、B2 ポスターは国内 99 箇所へ納品すること。

b-1 チラシ制作枚数

チラシは、地方競馬関連施設用(A4)13 万枚程度、JRA ネット投票会員向け郵便物同封用(A4)110 万枚程度を予定している。いずれも両面カラーとする。

JRA ネット投票会員向け郵便物同封用チラシについて、厚さは 46.5 kg のコート紙とする。地方競馬関連施設用については、競馬場内のラック等に設置する上で最適な厚さや印刷紙を提案すること。

また、JRA ネット投票会員向け郵便物同封用チラシについては、11 月 14 日(木)頃までに、三つ折り処理を施した状態で指定配送業者へ納品する予定である(なお、1 枚当たり 1.2 円程度の封入費が発生する)。当該チラシにおいても、原則その他の制作物と同じキービジュアルのグラフィックを用いるものとし、指定した納期に間に合う制作スケジュールを組むこと。

なお、制作枚数については、必要に応じて主催者個別の費用負担による増刷にも柔軟に対応すること。

b-2 チラシ納品箇所

地方競馬関連施設用(A4)は国内 106 箇所。JRA ネット投票会員向け郵便物同封用チラシは国内 2 箇所へ納品すること。

④ 競馬週刊誌への広告出稿【必須提案】

購読者の大半を占める JRA ファンに対しての周知を目的とする。

なお、内容については事務局、発行会社及び代理店の 3 者間で協議し決定する。

⑤ 創意的な広報【必須提案】

本事業の効果をより高めるため、例えば「業界初の企画」といった創意的かつ斬新な広報施策を提案すること。ターゲットへの話題性の高まり(現代語でいう「バズり」)を意識した内容を求める。①～④および⑥に紐づく提案も可とする。

⑥ 新聞広報事業(一般紙・地方紙・スポーツ紙)【任意提案】

WEB、テレビ、紙媒体など全てのメディアに関する出稿量全体のバランスや効果的な出稿日を選定の上、必要に応じて提案すること。

なお、本業務において、馬柱広告は扱わないものとする。

(5)本業務の進捗管理【必須提案】

本業務は広報施策が多岐にわたる短期集中型広報事業であることから、受注者には調達元の負担を軽減できる体制の構築が求められる。特に進行担当は責任・主体性を持った円滑な進行ができる 3 名(うちプロジェクトリーダー 1 名を含む)とし、それぞれの担当業務を明確に示すこと。その他の担当者についても、これまでの経験業務を生かし短期集中型広報事業に対応ができるメンバーで構成すること。

特に WEB サイトの制作・運用において、専門性と知見を有し、WEB サイトのデザイン面や制作におけるスケジュール管理、更新ディレクションやテキスト校正等にいたるま

で、WEB サイト関連業務において責任と主体性を持って対応できる監督者を設置すること。

(6)業務報告書の提出【必須提案】

令和 7 年 2 月 28 日(金)までに、各種広報施策に関する効果検証と総論をまとめた報告書を提出すること。

また、報告書の制作にあたっては、すべての制作物を事務局に提出したうえで、エビデンスを付すとともに、アクセス状況や配布枚数、配布先、出稿日等の数字的根拠についても、詳細に記載すること。

(7)社会情勢に急激な変化が生じた場合の柔軟な対応について【必須提案】

社会情勢の変化等により、契約期間中に実施施策等の軌道修正の必要が生じる可能性がある。受託者においては、当初の企画提案内容を基本としながらも、契約金額の範囲内で実施内容の調整・変更が生じる場合があることを事前に了承の上、広報施策の変更等、柔軟に対応し、本業務が持つ役割・機能を十分に果たせるよう最大限努めること。

3. 応募資格

3.1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 農林水産省、日本中央競馬会、地方競馬主催者のいずれかから取引停止の措置を受けている期間中の者
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(2) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一)により、契約の種類が「役務の提供等」において、等級が A に格付けされている者であること。

(3) 公募及び企画提案依頼書に記載した必要な手続きを行った者であること。

(4) 令和 3 年度以降に、地方競馬主催者、地方競馬全国協会または全国公営競馬主催者協議会、いずれかの年間を通した広報事業を受注した実績があること。

(5) 別紙様式第 3 号に定める「暴力団排除に関する誓約事項」について同意する者であること。

3.2 共同提案について

上記 3.1 に定められた資格等を全て満たす一事業者を代表とする場合は、複数事業者による共同提案の形での参加も可とする。

4. スケジュール

4.1 企画提案募集開始	令和 6 年 7 月 31 日(水)
4.2 企画提案に関する説明会(参加予定者必須)	令和 6 年 8 月 5 日(月)
4.3 企画提案書の作成等に関する質問受付期限	令和 6 年 8 月 16 日(金)
4.4 企画提案書の作成等に関する質問への回答日	令和 6 年 8 月 21 日(水)
4.5 企画提案書の提出期限	令和 6 年 9 月 6 日(金)
4.6 一次選考の通知(プレゼンテーション参加可否)	令和 6 年 9 月 17 日(火)
4.7 二次選考(プレゼンテーション)(参加者必須)	令和 6 年 9 月 24 日(火)
4.8 最終選考の通知	令和 6 年 9 月 25 日(水)
4.9 契約締結及び業務開始	令和 6 年 9 月下旬

5. 応募方法

5.1 企画提案に関する説明会

- (1)実施日 令和 6 年 8 月 5 日(月) 11 時から 1 時間程度
- (2)実施場所 地方競馬全国協会 会議室
(東京都港区六本木 1 丁目 9 番地 1 号 アークヒルズ仙石山森タワー43 階)
- (3)その他 ① 出席者は事前連絡を必須とする。以下のとおり電子メールにて連絡すること。
メールアドレス: zenshukyou@lime.ocn.ne.jp
(全国公営競馬主催者協議会 担当:間地)
期限:令和 6 年 8 月 2 日(金)14 時まで
※事前連絡がない者は、出席を認めない。
- ② 当日の受付にて担当者の名刺を提出すること。
- ③ 出席者は 1 社につき最大 4 名までとする。

5.2 企画提案に関する質問の受付

企画提案に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案に必要な媒体の具体的な内容や評価基準等の質問については、公平性の確保及び公正な選考の観点から受け付

けない。

(1)受付期限 令和 6 年 8 月 16 日(金) 13時まで

(2)受付方法 ① 原則、電子メールのみとする。

② 電子メールの宛先は以下のとおり。

宛先:zenshukyou@lime.ocn.ne.jp

(全国公営競馬主催者協議会 担当:間地)

③ 電話や口頭、受付期間外での質問については、軽微な確認事項以外は受け付けない。

(3)回答方法 質問に対する回答は、令和 6 年 8 月 21 日(水)までに提案の意思を示した全ての事業者へ電子メールで行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともあるが、その場合はその旨も連絡する。

5.3 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、提案書作成要領に則った企画提案書を作成の上、別紙様式第 2 号及び精緻な費用概算見積書を提出すること。

(1)提出期限 令和 6 年 9 月 6 日(金) 12時まで

(2)提出先 全国公営競馬主催者協議会 間地 (TEL 03-6403-1841)
(東京都港区虎ノ門 5 丁目 13 番地 1 号 虎ノ門 40MT ビル 9 階)

(3)提出方法 次のいずれかの方法による。

① 持参 … 予め電話連絡の上行うこと。

② 郵送 … 予め郵送する旨を電話連絡の上、外包に「令和 6 年度年末年始広報等競馬振興事業 企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

6. 業務委託候補者の選考

6.1 業務委託候補者の選考方法

全国公営競馬主催者協議会が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、総得点が満点の 6 割以上の提案者の中から最も優れていると判断される事業者を、一者選定して業務委託候補者とする。

企画提案応募者が一者の場合でも、総得点が満点の 6 割以上となった場合においては、業務委託候補者とする。

6.2 一次選考

上記選定委員会において企画提案書のみによる一次選考を行い、二次選考(プレゼンテーション)に参加できる者を選定し、令和 6 年 9 月 17 日(火)17 時までには通知する。

6.3 プレゼンテーション実施日時等

- (1)実施日 令和 6 年 9 月 24 日(火) 10 時から
- (2)実施場所 地方競馬全国協会会議室
(東京都港区六本木 1 丁目 9 番地 1 号 アークヒルズ仙石山森タワー43 階)

6.4 プレゼンテーション実施方法等

- (1)一応募者当たりの持ち時間は 60 分(説明 40 分・質疑応答 20 分)とし、全国公営競馬主催者協議会が指定した時刻から順次、個別に行うものとする。
- (2)事前に提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行うこと。追加資料の配布を要する場合は、全国公営競馬主催者協議会あてに、令和 6 年 9 月 20 日(金)13 時までには申告し、必ず了承を得た上で配布すること。
- (3)プロジェクターやモニターは、会場備え付けの設備を使用することができる。

6.5 選考結果の通知

- (1)通知日 令和 6 年 9 月 25 日(水)
- (2)通知方法 全ての企画提案応募者に対して、電子メールで個別に通知する。
- (3)その他 審査及び選考結果に関する質問には応じない。
選考状況により通知日が変更となる場合がある。

7. 評価基準・配点

下記の審査項目及び配点(合計 100 点)により評価する。一次選考を実施する場合においても、当該審査項目及び配点に基づき評価する。

- (1)コミュニケーション戦略に係る評価(配点 5 点)
- (2)制作物等のクリエイティブに係る評価(配点 35 点)
- (3)企画内容の効果性に係る評価(配点 35 点)
- (4)企画内容の創意工夫性に係る評価(配点 15 点)
- (5)業務の実施体制に係る評価(配点 10 点)

8. 予定事業費

205, 000, 000 円(消費税及び地方消費税を含む)

9. 失格事由

9.1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本企画提案書で定める事項に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が内容の異なる 2 つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (6) 発表済みの内容と酷似した提案を行った場合

9.2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合には、速やかに「取下願」(別紙様式第 4 号)を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は、提出された企画提案書等により行うが、提案内容について説明を求める場合がある。

10. その他の必要事項

10.1 契約に関する条件等

(1) 契約方法

業務委託候補者と協議の上、予定事業費の範囲内で随意契約を行う。

(2) 仕様書の決定

業務委託候補者は、契約にあたり仕様書を発注者と協議の上、決定すること。ただし、協議の結果、一部調達内容を変更することがある。

(3) 成果物の利用(二次利用等)

本業務による成果物の著作権は、原発注者に帰属する。ただし、すでに第三者による

権利がある著作物は著作権所有者に帰属するが、委託者が業務に必要な範囲で使用する場合は、その権利関係に問題がないように受託者（再委託による受託者となった者も含む。以下同じ。）の責任において処理を行う。

また、関係機関への提供等、二次的な利用も可能となるよう対応すること。

(4)機密の保持

受託者は、本業務の企画提案及び本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、委託者の了解のないまま契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5)個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

10.2 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案応募者又はその代理人（別紙様式第 1 号を提出のこと）が当該本人であることを確認するため、身分証明書又は名刺等の提示又は提出を求めることがある。
- (3) 上記に定めた企画提案書の提出期限を過ぎた場合においては、如何なる理由においても、当該企画提案を受け付けない。
- (4) プレゼンテーションに際し、全国公営競馬主催者協議会が指定した時刻に遅刻した場合においては、プレゼンテーションの実施を原則認めない。ただし、特別な理由により指定時刻までに参集できない場合においては、客観情勢の許される範囲内で、プレゼンテーションの開始時刻を若干遅延させることがある。
- (5) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案応募者の負担とする。
- (6) 企画提案応募者が無かった場合、応募者全員が失格となった場合又は全ての提案が事業目的を達成することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度公募する場合がある。なお、再度公募を実施するにあたっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。
- (7) 本業務に係る訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (8) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5 丁目 13 番 1 号

全国公営競馬主催者協議会 担当：間^ま地^ち

平日 10 時～17 時(12 時～13 時を除く)

TEL:03-6403-1841 / FAX:03-6403-1842

E-Mail:zenshukyou@lime.ocn.ne.jp

令和 6 年度 年末年始広報等競馬振興事業 提案書作成要領

令和 6 年 7 月 31 日

全国公営競馬主催者協議会

令和 6 年度年末年始広報等競馬振興事業（以下「本業務」という）に係る企画提案依頼書（5.3 企画提案書の提出）で規定する提案書は、以下の要領のとおり制作すること。

1 作成様式等

1.1 様式

- (1) A4 横用紙・横書き・短辺の左綴じ・両面印刷とし、ページ番号を付すこと。ただし、記述内容によっては、見易さ等に配慮して A3 用紙の使用を可とする。ページ数については、全体で 70 ページ以内とする。（見積書はページ数に含まない）
- (2) 日本語で記載すること。ただし、外国語（カタカタ等）で表記することが一般的である事項についてはこの限りではない。

1.2 留意事項

- (1) 当協議会が特段の専門的知識を有することなく、理解が可能なものとする。やむを得ず、専門用語等を使用する際は、用語解説等を添付すること。
- (2) 提案書は、後述する記述項目に従って作成すること。
- (3) 上記（1）、（2）の内容が不備と判断した場合は、提案書の評価を行わない場合がある。また、補足説明の実施や補足資料の提出を求めることがある。

2 提案書の記述項目

2.1 本業務に係るコミュニケーション戦略の企画立案について【必須】

2.2 重点広報期間の呼称について【必須】

2.3 キービジュアルの制作【必須】

2.4 キービジュアルを用いた広報施策【必須】

(1) インターネット広報事業【必須】

a 年末年始開催の情報を発信する特設サイトの構築及び運用【必須】

※サイトデザイン、レイアウト、掲載コンテンツ、サイトツリー、業務監督者の設置についてなど、事業期間中の運用イメージについて、できる限り具体的に記述すること。

b WEB 広告【必須】

c JRA ネット投票馬券購入キャンペーン及び本施策のキャンペーン広告【必須】

- (2) テレビCM 出稿等の映像配信【必須】
- (3) ポスター・チラシ制作【必須】
- (4) 創意的な広報【必須】
- (5) 新聞広報事業（一般紙・地方紙・スポーツ紙）【任意】

※必須項目である「競馬週刊誌への広告出稿」については、提案書上の記載は不要

2.5 本業務の進捗管理【必須】

- (1) 本業務に係る実施体制及び具体的な進捗管理の方法【必須】
- (2) 本実施体制に関して、他社よりも優位性があると考えられる点【任意】
- (3) 企画提案書に記載した各種広報施策を一覧化した精微な実施スケジュール【必須】

2.6 業務報告書の提出【必須】

- (1) 具体的な効果検証の方法【必須】
- (2) 業務報告書に記載する内容のイメージ【必須】

2.7 社会情勢に急激な変化が生じた場合の柔軟な対応について【必須】

2.8 その他【必須】

- (1) 付加価値提案事項（オプション提案）【任意】

予定価格の範囲外であっても、本企画提案に付加して取り組むことが効果的と思われるものがあれば記述すること。本事項は、選考の審査対象外であるが、有益な提案については、本企画提案とは別に採用する場合がある。

- (2) 応募資格要件に定める実績【必須】
- (3) その他広報業務の実績及び優位性【任意】

3 提出物

提案書は、紙媒体により、正本 1 部、副本 25 部（1～25 まで番号付けすること）をそれぞれに精緻な費用概算見積書を添付したうえで提出すること。また、提案書の電子データは紙媒体提出後、速やかにメールで提出すること。

4 提出方法

企画提案依頼書（5.3 企画提案書の提出）に記載のとおり。

5 留意事項

本企画提案にあたっては、原則、最適と考える 1 案のみ提案すること。ただし、キービジュアルについては、明確な提案根拠を有する場合に限り、2 案まで提案できるものとする。

委任状

私は、
を（復）代理人と定め、下記の行為を行う
権限を委任します。

- 1 「令和6年度年末年始広報等競馬振興事業一式」の企画提案に係る一切の
行為
- 2 1の事項に係る（復）代理人を選任すること

（復）代理人使用印鑑

⑨

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

⑨

⑨)

全国公営競馬主催者協議会

常任理事 鈴木 基 義 殿

[注意] 用紙の寸法は、日本工業規格A4判とし、縦長に使用すること。

復代理人による入札の場合は委任状を2通（1. 代表者から代理人 2. 代理人から復代理人）作成すること。

- 【注意】 1 提出年月日は必ず記入のこと。
- 2 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 3 金額の訂正はしないこと。
- 4 用紙は、A4判とする。
- 5 ()内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。
この場合、代表者印(及び代理人印)は不要とする。
- 6 委任状は別葉にすること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴協議会の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画提案書の提出をもって誓約いたします。

取 下 願

年 月 日

全国公営競馬主催者協議会 殿

〒
届出者 住 所

氏 名 

年 日 日付けで提出した「令和6年度年末年始広報等競馬振興事業」の企画提案について、次のとおり取り下げをお願いいたします。

提出年月日	年 月 日	
担当者 (問い合わせ先)	部署	
	氏名	
	電話番号	
取り下げの理由		
※ 整理番号		

※の欄には、記載しないこと。